

目 標 年 度

令和12年度

福井県果樹農業振興計画書

令和3年3月

福 井 県

福井県果樹農業振興計画 目次

1	果樹農業の振興に関する方針	
(1)	基本的考え方	1
(2)	振興方針	2
2	果樹の種類別の振興方針	4
3	栽培面積とその他果実の生産目標	6
4	自然的条件および果樹園経営の指標	
(1)	栽培に適する自然的条件	7
(2)	果樹園経営の指標	7
5	担い手の育成および生産組織の整備	8
6	生産基盤整備と大規模果樹団地に関する事項	9
7	果実の集荷、貯蔵または販売の共同化、その他果実の流通の合理化に関する事項	
(1)	果実の流通の合理化の基本方針	9
(2)	果実の用途別出荷量の見通し	9
(3)	果実の集出荷体制および施設の整備方針	10
(4)	出荷規格の改善等の方針	10
8	果実の流通および加工の合理化に関する基本的な事	
(1)	果実加工に関する基本の方針	11
(2)	果実製品の生産目標	11
9	果樹産地構造改革計画に関する事項	
10	その他必要な事項	
(1)	試験研究機関との連携	12
(2)	持続性の高い農業生産および食の安全と消費者の信頼の確保	12

福井県果樹農業振興計画書

(目標年度令和 12 年度) 令和 3 年 3 月

1 果樹農業の振興に関する方針

(1) 基本的考え方

ア 本県果樹農業の現状

本県は、本州中間部の日本海側に位置し、気象条件は、嶺北地域は年平均気温 14.5℃、年間降水量 2,238 mm (アメダス〔福井〕より)、嶺南地域は、年平均気温 15.3℃、年間降水量 2,136 mm (アメダス〔敦賀〕より)と、主要な落葉果樹の栽培に適している。

令和元年度における本県の果樹生産は、栽培面積 762 h a、生産量 3,258 t となっている。

嶺南地域では若狭町において明治以降に優良な在来種があった「うめ」の栽培が定着し、昭和 50 年代からは、梅酒ブーム等により栽培面積を拡大した。現在では、若狭町を中心とした嶺南地域一帯から南越前町、越前町の海岸地域および坂井市、あわら市の坂井北部丘陵地まで幅広く産地が形成されている。

嶺北地域では、坂井市、あわら市の坂井北部丘陵地において昭和 40 年代から畑地の整備が進み、「なし」および「かき」の栽培が推奨され、産地が形成されている。

近年では、収益性の高い品目として、小浜市、福井市において「いちじく」の産地が形成されているほか、県内全域で「ぶどう」の新規栽培が増えている。

一方、地域の在来果樹として、おおい町の「びわ」、敦賀市の「うんしゅうみかん」、南越前町の「つるし柿(干し柿)」の産地が維持されている。

イ 本県果樹農業をめぐる動向と課題

「うめ」については、老木園や生理障害果の多い園地において、多収性品種への改植または高接ぎが進み、今後の樹齢の進行に伴う生産量の拡大が期待される。「なし」、「かき」については、老木園が増加しており、生産量や品質の低下が懸念される。

生産者の高齢化や担い手の不足が進んでいる中、県外からの新規就農者や、地元企業や福祉施設の参入により、一部で園地の流動化が進んでいる。

流通、販売面においては、食生活の変化により、梅干し消費量の減少や、皮をむくなどの手間のかかる果実が敬遠される傾向があり、特に若年層の需要が伸び悩んでいる。一方県内需要が多い「ぶどう」については、生産量が少ない段階から卸売市場等と連携してブランド化に向けた取り組みを進めており、地元産果実の認知度向上のため、出荷資材の統一や試食販売イベント等を開催している。

(2) 振興方針

次の基本方針および重点推進事項により、令和 12 年度における果樹の栽培面積 782 h a（令和元年度比 103%）、生産量 4,401 t（令和元年度比 135%）を目標とする。

ア 基本方針

◇ 既存産地の若返りによる生産力向上 ◇

主要果樹である「うめ」、「なし」、「かき」については、生産体制の整備や担い手の確保を図りながら、新品種への改植や需要に応じた新たな販路開拓に向けた対策を講じる。

◇ 県内需要に応える地元産果実の拡大 ◇

地元産の果実需要の高まりから、「ぶどう」、「もも」、「すもも」等の栽培を推進し、県外産と差別化できる品質向上およびブランド化を図る。

◇ 体験・交流型果樹園の拡大 ◇

新たな自動車道や新幹線の開通を見据え、春の観梅や果実の収穫体験等、一年中体験ができる観光果樹園の整備を進める。

イ 重点推進事項

① 消費者ニーズに合った高品質果樹生産の推進

- ・食味が良いことや食べやすいことなど、消費者の嗜好に合った品種を導入する。
- ・市場で安定した取引がある等、今後も需要が見込める品種については、同一品種への改植を推進する。
- ・県内で需要の多い「ぶどう」等の新植を推進し、果実の県内産割合を増やす。
- ・観光客や地元消費者が楽しめる、体験型の観光果樹園を整備する。

② 生産者の経営安定化対策

- ・園地の集積や傾斜の緩和、機械化等による管理の省力化を図る。
- ・鳥獣被害を防止するため、集落、地域が連携した対策を推進する。
- ・病虫害や異常気象等に対応した品種や栽培技術を導入する。
- ・収入保険および農業共済への加入を推進し、気象災害等に対する不測の事態に備える。
- ・せん定枝等の未利用資源の活用を促進する。
- ・中山間地域等においては、省力・低コストで栽培できる「ナツメ」や「醸造用ブドウ」等の地域条件を活かした特産果樹の植栽を推進する。

③ 団地化による園地の大規模整備

- ・ J Aと行政が連携し、老木園、放棄園を更新・集約化し、優良品種・早期成園化が可能な省力樹形の導入を行う。
- ・ 新規就農者等の担い手に対して、参入後すぐに栽培可能なリース団地を整備する。さらに、熟練農業者からの技術継承を促進していく。

④ 多様な担い手の確保・育成と労働力の供給体制の整備

- ・ 定年帰農者や企業の参入等の新たな担い手を確保する。
- ・ 女性農業者の参画、外国人雇用、農福連携の推進。
- ・ ふくい園芸カレッジと連携した新規就農者の確保。
- ・ 効率的作業や果樹の導入しやすい環境を整えるため、作業請負組織等の整備、防除機械の共同利用化を進める。

⑤ 多様なニーズに対応した流通・加工対策

- ・ 他産地との差別化、ブランド化のため、統一した名称、出荷資材による販売を推進する。
- ・ 新需要を生み出す新たな加工品や加工方法の開発を支援する。
- ・ 加工原料の集荷拠点を整備し、安定的な原料の供給を図る。

⑥ 果樹産地構造改革計画の策定による産地振興

- ・ 生産者のほか、市町、J A等の関係機関により「産地協議会」を組織し、産地内の連携と合意のもと、果樹産地構造改革計画を策定する。
- ・ 産地計画の策定にあたっては、推進品種や重点的な支援を行う担い手の基準を定め、産地の維持・発展に必要な対策を盛り込む。

2 果樹の種類別の振興方針

果樹の種類	推奨品種	振興方針
う め	紅サシ 剣先 新平太夫 福太夫	(1) 樹齢の進んだ園地や作業性の悪い園地等において、計画的な改植や園地の集約化、機械化に適した園地整備を実施する。 (2) 多収性で加工適性が高い本県オリジナル品種「新平太夫」および「福太夫」への転換を図り、加工割合を増加させ、労働分散を図る。 (3) 苗木生産の体制づくりを整備する。 (4) 同一品種への改植を行う場合は、優良台木を使用した苗木を植栽するなど、生産性の向上が見込める技術を導入する。 (5) 水田転換園等の排水が悪い園地は、明渠の設置などの排水対策を実施し、生育の改善を図る。 (6) 鳥獣被害防止対策として、電気柵や獣害防止ネットの整備を改植と一体的に進める。 (7) 定年帰農者等の新規参入者への基礎的な栽培技術の継承を行う。 (8) 梅干し以外の新たな加工方法や、完熟梅の色や香り等の特徴を活かした利用や販路拡大を検討する。
な し	幸水 豊水 あきづき	(1) 高品質品種への転換および団地化も含め、計画的に老木の改植や新植を推進する。 (2) 受粉、摘蕾、摘果等の基本技術の徹底により大玉果率を向上する。 (3) 廃園化の防止や新たな担い手の確保のため、作業の共同化や園地の受託管理を推進する。 (4) 企業や福祉団体等が参入しやすい栽培体系を確立する。 (5) 糖度センサーを活用した選果により品質本位の生産流通を図る。 (6) 輸出用穂木の出荷を拡大し、穂木採取専用の栽培方法を確立する。 (7) 地域ぐるみで病害、鳥獣害対策を実施する。
か き	刀根早生 平核無 太秋	(1) 計画的な老木の改植や新植を推進する。 (2) 樹形のコンパクト化や、収穫作業の機械化による省力化を図る。 (3) 摘蕾、摘果等の基本技術の徹底により大玉果率を向上する。 (4) 廃園化の防止や新たな担い手の確保のため、作業の共同化や園地の受託管理を推進する。 (5) 所得向上のため、干し柿等の加工品の生産を推進する。 (6) 甘柿品種の導入や樹上脱渋により、若年層等の新たな消費者の開拓を狙う。

ぶどう	サニールージュ ブラックビート 藤稔 シャインマスカット	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生産量が増大する中、県外産と対抗できる果実品質を目指して、栽培技術を高位平準化する。 (2) 技術の効率的な普及のため、生産者グループへの重点的な指導を行う。 (3) 短梢せん定や根域制限栽培等の導入により、省力化や高品質化を目指す。 (4) ハウス栽培による安定生産を行うとともに、簡易雨よけや露地で栽培できる品種および技術を導入し、産地面積の拡大および生産量の増加を図る。 (5) 盆前出荷に対応できる加温栽培技術を確立する。 (6) 県内産ぶどうを使用した干しぶどうやワイン等の加工品の開発によって、青果の出荷時期以外にも県内産ぶどうの認知度を高める。 (7) 県育成の新品種について、栽培技術を確立し、普及拡大を図る。
特産果樹		<ul style="list-style-type: none"> (1) 「いちじく」については、着色等の品質を向上させるとともに、出荷時期の分散化を図る。 (2) 県内需要の多い「もも」、「すもも」、「キウイフルーツ」については、モデル園地を設置し、技術指導により普及拡大を図る。 (3) 地域の在来果樹である「びわ」、「うんしゅうみかん」、「つるし柿」の園地の整備および栽培、加工技術の継承を行う。また、「つるし柿」は、低樹高化および作業の機械化等を進める。 (4) 中山間地域において、鳥獣害被害の少ない「なつめ」等や、ワインの原料となる「醸造用ぶどう」の植栽および新たな加工品開発を行い、地域の特産物として活用する。 (5) 直売所での販売のほか、加工品の開発、観光農園の導入等の6次産業化により生産者の所得を向上する。

3 栽培面積その他果実の生産目標

対象果樹 の種類	令和元年度		令和12年度		植栽の目標 (目標 R12 年)		廃園 (ha)
	栽培面積 (ha)	生産量 (t)	栽培面積 (ha)	生産量 (t)	新植 (ha)	改植 (ha)	
うめ	477	1,120	460	1,500	10	20	27
なし	66	1,070	71	1,420	10	5	5
かき	132	837	132	850	1	2	1
ぶどう	14	116	25	250	11	0	0
いちじく	1	10	3	35	2	1	0
柑橘類	9	46	12	90	5	1	2
びわ	1	0	1	1	0	0	0
つるし柿	20	6	20	22	3	1	3
もも	2	5	3	50	1	0	0
すもも	0	0	2	35	2	0	0
くり	6	2	6	3	0	0	0
ブルーベ リー	5	10	7	18	2	0	1
なつめ	8	7	8	18	0	0	0
ぎんなん	8	4	8	10	0	1	0
醸造用 ぶどう	6	15	10	40	4	0	0
キウイフ ルーツ	3	10	5	50	2	0	0
オリーブ	4	0	9	9	5	0	0
合計	762	3,258	782	4,401	58	31	39

※ うめ、なし、かきは農林水産統計、その他樹種は園芸振興課調より

4 自然的条件および果樹園経営の指標

(1) 栽培に適する自然的条件

対 象		条 件		
果樹の種類	品 種	年平均気温	降水量	そ の 他
う め	紅サシ 剣先 新平太夫 福太夫	7℃以上	—	最大積雪深が2m以下であること。 開花期から幼果期において降霜が少ないこと。
な し	幸水 豊水 あきづき	7℃以上	—	最大積雪深が2m以下であること。 発芽期において降霜が少ないこと。
か き	刀根早生 平核無 太秋	10℃以上	—	最大積雪深が2m以下であること。 発芽期において降霜が少ないこと。
ぶ ど う	サニールジュ ブラックヒート 藤稔 シャインマスカット	7℃以上	1,600mm以下 (6月～10月)	凍害および雪害を受けやすい北向きの傾斜地での植栽は避けること。

(2) 果樹園経営の指標

ア 目標とすべき 10a 当たりの生産量、労働時間および機械の適正利用規模

対象果樹の種類	品種名	成園10アール 当たり 生産量 (kg)	成園10アール 当たり 労働時間 (時間)	機械の適正 利用規模 (ha)	防除方式
う め	紅サシ 剣先	1,100 1,100	150	10	多目的スプリンクラー、 スピードスプレーヤー
	新平太夫 福太夫	3,000 3,000	265		
な し	幸水 豊水 あきづき	3,500 4,000 4,000	254	10	スピードスプレーヤー
か き	刀根早生 平核無 太秋	2,000	187	10	スピードスプレーヤー
ぶ ど う	サニールジュ ブラックヒート 藤稔 シャインマスカット	1,500	445	10	スピードスプレーヤー

イ 効率的かつ安定的な果樹園経営の経営類型

果樹の種類	経営類型	作付面積 (ha)	目標とする 単収 (kg)	労働 時間 (時間)	粗収益 (千円)	費用合計 (千円)	所得 (千円)
うめ	果樹専作 (一次加工 を含む)	従来品種 0.8	1,100	5,330	11,970	6,660	5,310
		多収品種 1.6	3,000				
	水稻複合 (一次加工 を含む)	水稻 7.0	530	3,330	8,840	6,890	1,950
		従来品種 0.5	1,100		7,560		4,000
	多収品種 1.0	3,000					
	計	8.5		4,780	16,400	10,890	5,510
なし	果樹専作 (市場出荷)	幸水 0.8	3,500	4,050	13,980	8,770	5,210
		豊水 0.8	4,000				
かき	水稻複合 (市場出荷)	水稻 7.0	530	1,010	10,000	6,830	3,170
		刀根早生 0.8	2,500				
		平核無 0.8	2,500				
		計	8.6		2,460	18,840	13,720
ぶどう	果樹専作 (直売所出 荷)	推奨品種 0.8	1,500	3,560	14,400	9,560	4,840

※ うめの従来品種は「紅サシ」または「剣先」を、多収品種は「新平太夫」または「福太夫」を示す

5 担い手の育成および生産組織の整備

担い手の高齢化が進む中、新規参入者や若手後継者等の多様な担い手を確保するとともに、技術レベルを向上させ、経営能力に優れた担い手を育成する必要がある。

そのため、Uターン、Iターン就農希望者の募集や、ふくい園芸カレッジにおける受講生への果樹栽培への誘導、里親研修の実施等の支援による担い手の確保と水田地帯の集落営農組織による果樹栽培を推進する。

また、労力不足に対応するため、集落内の女性の力の活用や、農福連携等、作業請負組織等の整備および防除機械の共同利用等を進める。

6 生産基盤整備と大規模果樹団地に関する事項

老木園、放棄園を更新・集約化し、優良品種・早期成園化が可能な省力樹形の導入を行い、大規模な果樹団地化を進める。

生産性の向上を図るために、緩傾斜や平坦地など条件の良い園地への再編を進め、機械化に対応した園地整備やかん水・排水施設の整備を推進する。

シカ、イノシシ、サル等の鳥獣被害が拡大しており、市町ごとの防止計画に沿って、地域内や集落内の連携のもと、獣柵の設置等を推進する。

また、関係機関と連携のもと、規模拡大農家や新規就農者への優良園地の斡旋や参入後すぐに収穫可能な園地を整備する。

7 果実の流通および加工の合理化に関する基本的な事項

(1) 果実の流通の合理化の基本方針

果実の出荷販売形態が大きく変化している中、消費者、量販店、流通業者、卸売市場等のニーズに応じた出荷形態（品種、規格、包装等）を取る必要がある。そのため、産地と実需者との情報交換を密にするほか、インターネット販売等の新たな販売方法にも取り組んでいく。また、連用可能な流通機材を使用した流通体制の推進等、物流の効率化により流通コストを低減する。

地産池消は流通コストの削減や適熟の果実を提供できるなど、販売に有利であるため、県内産果実の認知度を高めるため、出荷資材の統一や愛称を付けた販売等、他県産との差別化を進めていく。

県外からの誘客に対して、多様な果実を供給することで、本県の魅力を高め、高単価での販売が期待できることから、多くの樹種を推進し、年間供給を目指す。

(2) 果実の用途別出荷量の見通し

「うめ」は、家庭で漬け込む習慣が減り、消費者は青うめで購入するよりも加工品（梅干し等）としての購入が増加している。また、梅酒等の飲料需要や菓子業者からの需要が堅調に伸びてきている。こうした変化に対応して、加工業者への出荷を増やすため、需要に応じた熟度や流通形態に対応する必要がある。

「なし」、「かき」については広域共同選果を行い、品質の向上に取り組んでいる。今後は消費者ニーズに対応した大玉生産を行うとともに、ロットの拡大等を行い、有利販売に努める。

「ぶどう」は、直売所販売が中心であったが、一部平成26年から共同出荷が始まった。今後は集荷拠点の整備や粒売り販売等を検討する。

単位：t

果樹の種類	令和元年度					令和12年度				
	生産量	出荷量				生産量	出荷量			
		計	生食	加工	輸出		計	生食	加工	輸出
うめ	1,120	624	223	401	—	940	850	400	540	—
なし	1,070	387	387	—	—	1,270	700	700	—	—
かき	837	159	145	14	—	850	390	360	30	—
ぶどう	116	116	116	—	—	250	250	240	10	—

※ 「うめ」の生食は市場出荷量を、加工は農家の漬け込みおよび業者販売量を示す。

(3) 果実の集出荷体制及び施設の整備方針

ア 集出荷体制および施設の整備方針

出荷規格の統一と品質向上のため、共同選果・共同販売を推進する。また、ロットの維持・拡大のため、JA 合併を生かした集出荷体制の広域化を推進する。

イ 選果施設の整備方針

既存の施設の有効利用を図りつつ、出荷量の増加や新たな加工方法等に対応した施設の増強や集出荷拠点の整備・統合を実施する。また、鮮度保持施設や光センサー選果施設の整備による高品質化に向けた流通体制を推進する。

〈県内の選果場一覧〉

市町	品目	選果場名	利用戸数 (令和元年度)	現選果機 導入年度
あわら市	なし かき	J A 福井県坂井基幹支店フ ルーツセンター	144 戸	平成 21 年
南越前町	かき	J A 越前たけふ選果場	10 戸	平成 9 年
若狭町	うめ	J A 福井県敦賀美方基幹支 店梅共同選果場	321 戸	昭和 61 年
若狭町	なし かき	J A 福井県敦賀美方基幹支 店梨選果場	18 戸 11 戸	昭和 60 年

(4) 出荷規格の改善等の方針

各品目について定められた規格に基づき検査を実施し、品質の高位平準化を図る。

また、生産者の高齢化に伴う労力不足に対応するため、細分化された出荷規格を見直していくとともに、市場動向に応じて出荷規格を改善し、有利販売につなげる。

8 果実加工の合理化に関する事項

(1) 果実加工に関する基本的方針

近年では、菓子類等の多種多様な嗜好品が存在しているほか、米離れによって梅干しの消費量は減ってきている。そこで、世代別のニーズを的確に把握した商品開発や新たな食べ方の提案など、新需要を創出する必要がある。

また、生鮮果実は、一般に出荷期間が限られるため、加工品の販売によって一年中産地をPRすることが可能になる。

そこで、生産者の所得向上のため、加工品の製造、販売までを行う6次産業化を一層推進し、6次化プランナーの招へいや、マーケティング調査等によりターゲットを絞った商品づくりを支援する。

(2) 果実製品の生産目標

「うめ」は、青うめの価格維持と農家所得の確保のため、生産者が一次加工を行う白干梅の出荷に取り組んでいる。今後は、種抜き商品等の実需者ニーズへの対応や、ピューレ等の新たな利用方法を拡大していくため、加工に必要な機械・施設等の整備を推進するとともに、マーケティングやアンケート調査等を通じて、売れる商品づくりを目指していく。

「かき」は、産地内の規格外品を積極的に集めるなど、原料の調達方法を検討する。また、南越前町今庄地区で生産されている「つるし柿」は、皮むき機械等の省力化の促進や共同加工場等の整備により生産量を拡大する。

「ぶどう」は、玉抜け等により房では出荷できない果実について、干しぶどうやワイン等の加工品原料として利用する。

果実の種類	製品形態名	製品製造数量	
		令和元年度	令和12年度
うめ	梅干し	313 t	400 t
	梅酒	26kℓ	100 kℓ
	その他	11 t	50 t
かき	干し柿	7 万個	10 万個
	あんぼ柿		
つるし柿	干し柿	7 万個	20 万個
ぶどう	干しぶどう	0 t	1 t
	ワイン	23kℓ	50kℓ

9 果樹産地構造改革計画に関する事項

本県においては「福井ウメ振興協議会」、「花咲ふくい園芸組織協議会」、「福井ブドウ振興協会」の3つの協議会が果樹産地構造改革計画を作成している。

生産性の向上のため、傾斜地等の条件不利地の園地改造や老木園の改植を推進する。また、省力化、低コスト化および高付加価値化を目指し、栽培管理施設や加工器具・施設の導入を積極的に推進するとともに、既存産地を核とした作付け推進により産地の拡大に努める。

産地協議会	対象果樹の種類	産地名
福井ウメ振興協議会	うめ	福井うめ
花咲ふくい園芸組織協議会	なし かき うめ	坂井北部丘陵地
福井ブドウ振興協議会	ぶどう	福井県

10 その他必要な事項

(1) 試験研究機関による技術開発

産地における収量や品質向上等に関する現地課題については、試験研究機関が核となり、課題解決にあたる。また、新品種の育成や新たな樹形の仕立て方等の長期的な視点で果樹農業に革新的な変化をもたらす技術を生み出すため、関係機関が集まった技術会議を開催し、戦略的な試験研究を実施する。

(2) 持続性の高い農業生産および食の安全と消費者の信頼の確保

堆肥の積極的な施用やフェロモン剤の利用等により化学肥料や化学合成農薬の使用を減少させ、食品の安全性を高めるとともに、環境安全、労働安全のためのGAP(農業生産工程管理)、HACCP(食品衛生上の危害要因を分析し、特に重要な工程を管理する手法)の導入を進める。

また、せん定枝等のバイオマスを堆肥等に活用し、未利用資源の循環を推進する。